

中国圏広域地方計画の改定について

1. 広域地方計画の現状について

(1) 広域地方計画の経緯

- 中国圏広域地方計画は、H21年8月に策定されており、計画期間は10年とされている
- 計画策定後、平成23年3月の東日本大震災を踏まえた「総点検」(H24実施、4つの課題を追加)、及び毎年の「モニタリング」を実施してきたところ

(参考)

1) 国土形成計画／広域地方計画（国土形成計画法）

- 国土の利用、整備及び保全（＝「国土の形成」）を推進するための総合的かつ基本的な計画（第2条第1項）
- 国土形成計画は、全国計画及び広域地方計画とする（第2条第2項）
- 広域地方計画には、全国計画を基本として、次に掲げる事項を定める（第9条第2項）
 - 一 当該広域地方計画区域における国土の形成に関する方針
 - 二 当該広域地方計画区域における国土の形成に関する目標
 - 三 当該広域地方計画区域における前号の目標を達成するために一の都府県の区域を超える広域の見地から必要と認められる主要な施策に関する事項

2. 国土形成計画（全国計画/広域地方計画）の見直しについて

- 人口急減・超高齢化、巨大災害の切迫等の国土を取り巻く状況の変化を踏まえ、2050年を見据えた国土づくりの理念・考え方を示す「国土のグランドデザイン2050」(H26年7月策定)において、国土形成計画（全国計画及び広域地方計画）の見直しに着手することとされた。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2014について」においても、その見直しが位置付けられた（H26年6月閣議決定）

3. 中国圏における広域地方計画の見直しの必要性

- 上位計画である国土形成計画が改定されること
- 平成21年に現計画を策定以降、人口減少問題の顕在化、大規模災害のリスク感の高まり、経済再生の必要性などの計画をとりまく状況が変化したこと

4. 広域地方計画見直しの想定スケジュール

※別紙スケジュール参照